

排水設備及び公共ます取付管の申請・工事施工について

<排水設備確認申請の手引きについて>

令和4年8月より、工事着手可能日の取扱いを変更しておりますので、改めてご確認願います。

令和4年6月より、申請書における押印について、下記のとおり見直しを行っています。

○見直し内容

- ・排水設備等新設等確認申請書
責任技術者の押印を不要とします。
- ・排水設備等工事平面図
排水設備工事施工業者の押印を不要とします。
- ・責任技術者変更届
届出者（排水設備工事施工業者）および責任技術者の押印を不要とします。
- ・公共ます及び取付管工事申込書、公共ます及び取付管工事承認申請書・完了届
責任技術者の押印を不要とします。

<排水設備及び公共ます取付管の設計・施工について>

排水設備及び公共枮取付管の設計・施工については、「仙台市下水道排水設備設計指針（令和3年5月）」、「取付管工事の手引き（令和5年4月）」、「排水設備及び公共ます取付管の申請等に関する留意事項（令和5年4月）」により、設計・施工願います。

「取付管工事の手引き」につきましては、主に以下の改正を行っていますので、ご確認願います。

- ・「公共ます及び取付管工事申込書（市負担）」、「公共ます及び取付管工事承認申請書（自己負担）」、「公共ます及び取付管工事完了届」の様式を変更。令和5年6月1日以降は、必ず新様式を使用してください。
- ・現場の都合等で、やむを得ず取付管工事の申請・申込を取下げの場合の様式がこれまで掲載されていなかったため、排水設備確認申請の手引きに準じて作成しましたが、取下げが発生しないよう、事前の調査等についてよろしく願います。

「留意事項」についても、排水設備及び公共ます取付管の設計・施工にあたって、ご注意いただきたい内容が記載されていますので、ご確認願います。

仙台市道等では、道路占用許可において工期が定められており、工期内に本復旧まで完了する必要がありますが、工事が完了せず、さらに工期後の工期延期の相談が散見されます。工期は許可日から約半年確保しており、取付管工事の施工には十分な期間であることから、基本的に工期の延期は行っておりませんが、現場都合等で工期の延期が必要な場合は、工期の2週間前までには手続きを行ってください。

また、市道における自己負担取付管工事の際に必要な路面復旧費の支払いについては、納期限が定められています。期限を過ぎますと、延滞金や遅延損害金が発生する場合がありますので、注意願います。

コンクリート製公共ますの蓋枠コンクリートを撤去し、高さ調整等を行う施工が散見されています。仙台市管理の公共ますを破損させての施工は認められませんので、外構工事業者への指導等も含めまして、改めて注意願います。

<水洗化工事融資あっせん要綱・実施細目について>

お客さまから融資あっせん制度の利用のご相談がありましたら、ご案内願います。

<雨水流出抑制施設（浸透ます・貯留タンク）補助制度について>

仙台港周辺の一部の区域を除く市街化区域が補助対象となっています。

引き続きご利用いただきますようPR方よろしく願いいたします。

補助採択要件等詳細については、仙台市のホームページでご案内しています。

「ホーム > 暮らしの情報 > 住みよい街に > 暮らし・ライフライン > 下水道ポータルページ > 市民の皆様へ > 雨を流さない取組みに補助金が出ます（エリア限定）」

<資料データについて>

下記資料のデータを仙台市ホームページに掲載いたしますので、ご確認よろしく願います。

- ・排水設備確認申請の手引き
- ・仙台市下水道排水設備設計指針
- ・取付管工事の手引き
- ・排水設備及び公共ます取付管の申請等に関する留意事項
- ・仙台市下水道排水設備等工事検査実施要領
- ・仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱
- ・仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目
- ・仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱
- ・仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目

「ホーム > 暮らしの情報 > 住みよい街に > 暮らし・ライフライン > 下水道ポータルページ > 事業者の皆様へ > 排水設備工事業者説明会」